



人権=心のマーク

人権啓発紙

輝きびと

R4.12.1

No.
117

発行者 ● 大津市政策調整部
人権・男女共同参画課
TEL 528-2791・FAX 527-6288

特集：人権擁護委員をご存知ですか ～一人一人の人権が尊重される世の中に～

心のともし火

心のともし火、消えないで。

消えたら心が

苦しいよ。

心のともし火、消さないで。

消えたら心が

つめたいよ。

心のともし火、消える前に

勇気をもって

救おうよ。

心のともし火、つけようよ。

志賀小学校 5年 (当時)

大谷美有さん

第45回(令和3年度)

「わたしと人権」詩の部 特選作品



滋賀大学教育学部附属小学校 5年(当時)
高木 崇音さん
第45回(令和3年度)
「わたしと人権」ポスターの部
特選作品



坂本幼稚園 3歳児(当時)
前田 麗心 さん
第45回(令和3年度)
「わたしと人権」ポスターの部
特選作品

- ★あそぼうよ ひとりにしない やさしい子
- ★その気持ち こわがらないで 言ってみて
- ★そのことば 意外と胸に つきささる
- ★ありがとう ごめんねよりも 言われたい
- ★つながろう 笑顔で 言葉で あいさつで

- 平野小学校 2年 (当時) 上野 心湖さん
- 志賀小学校 5年 (当時) 小笠原 綾音さん
- 雄琴小学校 6年 (当時) 岡本 沙良さん
- 南郷中学校 1年 (当時) 大橋 香蓮さん
- 丸の内町 一般 保田 勝さん

第45回 (令和3年度) 「わたしと人権」標語の部 特選作品

人権擁護委員ををご存知ですか

一人一人の人権が尊重される世の中に

皆さんは「人権」という言葉からどのような印象を受けられますでしょうか。

「とても大切なもの」、「難しそうなもの」など人によって様々なイメージがあるかと思えます。「人権」とは、人が人らしく生きる権利で、すべての人が生まれながらに持っている権利です。誰にとっても身近で大切なものであり、人それぞれの違いを認め合う心によって守られるものであると考えられています。

大津市には、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談などの人権擁護活動（人権を守る活動）をされている人権擁護委員さんがいらっしゃいます。

今号では、人権擁護委員の活動についてご紹介させていただきます。人権擁護委員さんからのメッセージについて掲載いたします。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

※写真は新型コロナウイルス感染症拡大以前のものも使用しています。また、個人情報に留意し、写真の一部を加工しています。

人権擁護委員の活動について

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアの方々です。現在、大津市内に20名の委員がいらっしゃいます。人権擁護委員は行政、民間事業者など様々な機関と連携して啓発活動を行っています。今回はその代表的な取組をご紹介します。

『街頭啓発活動』

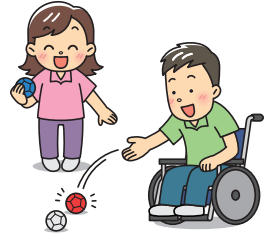
全国的に6月1日が「人権擁護委員の日」とされていること、12月4日から10日までの期間が「人権週間」であることから、毎年この時期に皆さんに人権について考えていただくために、街頭や駅頭で啓発活動を行っています。「人KENまもる君」、「人KENあゆみちゃん」のジャンパーを着て活動されている方を見かけた方もいらっしゃるかと思います。その方が人権擁護委員です。

『人権教室』

子どもたちが相手への思いやりの心や命の尊さを学ぶことを目的として、人権擁護委員が市内の小中学校などを訪問し、道徳科の授業等を通じて開催しています。年齢に合わせて、様々な形で人権教室を行っており、小学校低学年から中学年には紙芝居などを使って互いの違いを認め合うことの大切さを伝えていきます。小学校高学年と中学生には、民間事業者の方々や連携し、スマートフォンや携帯電話の安全な使い方などを伝えていきます。このほか、パラリンピックの公式競技となっている「ボッチャ」の体験教室も行っています。



人権教室(新型コロナウイルス感染症拡大前)



『人権の花運動』

子どもたちが互いに協力しながらサルビアの花を栽培することによって、命を大切にする気持ち、相手を思いやる気持ちを学ぶことにつながっています。サルビアはたくさんの花びらが仲良く寄り添いながら咲いているように見えることから滋賀県ではサルビアの花を「人権の花」に指定しています。人権擁護委員は、生き物を育てることの大切さ、命の尊さを子どもたちに伝えながら一緒にサルビアの花を育てています。育てた花は市民センターや社会福祉施設にお贈りしたり、地域の皆さんが集まる機会に鑑賞していただけるようにしています。



人権の花運動



ポッチャ体験人権教室

『人権フェスタ』

より多くの皆さんに人権について考えていただけるよう、毎年9月から11月頃に公園や商業施設で人権クイズラリー、ポッチャ体験、ステージイベントなどを行っています。また、人権啓発ブースを設置し、啓発グッズの配布なども行っています。



人権フェスタ(ランチ大津京)

◆人権擁護委員から皆さんへ

私は仕事を退職後、地域が抱える様々な課題に対し自分も何か貢献できないかという思いがあり、元々人権教育に携わっていた経験もあったことから、人権擁護委員になろうと思いました。人権に関する課題はたくさんありますが、人権問題は「人が幸せに生きる権利に関わる重要な問題」ということを常に思い、これからも地域社会のために少しでも役に立てればと思っています。人権と聞くと難しいイメージを持たれる方もいらっしゃると思いますが、人権フェスタなどのイベントも行っていますのでぜひお越しいただき、人権について身近に考えていただけたらと思います。(M)



私は長年、子どもたちが自然体験をする活動に携わってきました。この経験を活かし、今は人権擁護委員の活動とともに環境教育のボランティア活動も行っています。環境と人権は一見関係がないことのように思えますが、植物の生態を知ったり、人権の花運動を通じて生き物を育てることは、命の尊さを学ぶことにつながり、思いやりの心を育むことができると思っています。私たち一人一人が互いのちがいを認め合い、尊重し合う気持ちを持つことが、互いの人権を尊重することにつながっていくのではないかと思います。(T)



皆さんはインターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に対してどのようなイメージをお持ちでしょうか。若い人が使うもの、使い方が難しくよく分からないもの、色々な情報を知ることができる便利なもの、趣味などを共有で

きる楽しいものといったイメージをお持ちの方もいれば、デマが飛び交ったり自分も攻撃されるかもしれない怖いものといった印象をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった当初、未知のウイルスは人々に不安や混乱をもたらし、感染者、医療従事者やその家族などに対する誹謗中傷が問題となりました。こういったことは決して過去の出来事ではなく、今もなお、お互いの顔が見えない、名前が分からない中で様々な情報が発信され、その結果、心を傷つけられ、悲しい思いをされる方がいらっしゃいます。

実際に被害に遭われた方やそのような情報を見たことがある方はインターネットやSNSに対してマイナスのイメージをお持ちであるかもしれません。

しかし、その一方で、顔が見えない関係性であるからこそ話し合えること、出来ること、つながり合えることもあるかと思えます。この記事をお読みいただいた方の中にも、インターネットやSNSを通じた書き込みや情報に元気づけられたり、励まされた方がいらっしゃるかもしれません。

誰もが情報の発信者、受信者になることができるインターネットやSNSは良くも悪くも一体感が生まれる側面があり、時に人に勇気をもたらす、生きる力を与えることもあれば、人の命を奪ってしまうこともあります。だからこそ、パソコンやスマートフォンの中にも人権があることを一人一人が自覚し、インターネットやSNSと向き合っていくことが大切ではないかと思えます。

ご意見やご感想は
〒520-0047 (天津市浜大津四丁目11 明日都浜大津1階)
大津市政策調整部 人権・男女共同参画課
TEL 528-2791 (平日) FAX 528-2792

あながき
今号では、皆さんに人権について少しでも身近に感じていただけるよう、地域で様々な活動をされている人権擁護委員に関する特集を掲載させていただきました。現代社会において社会問題となっている出来事は人権問題が関わっていることが少なくありません。その中で、毎年12月4日から10日までの1週間「人権週間」とされています。互いの人権を尊重し合うとはどういうことかを考えるうえで、私たち一人一人が様々な人権問題に向き合い、自分事として捉えることが大切ではないかと思えます。

第46回

「わたしと人権」作品を募集しています

人権を守る大津市民の会では「人権の尊重された明るい社会」をめざし、作文、詩、標語、ポスター等の募集を行っています。女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などの人権にかかわる問題をぜひ作品にしてご応募ください。

応募要領

(1) 応募締切 令和4年12月12日(月)

(2) 応募資格

大津市に在住・在学・在勤の方
市内の保・幼・こ・小・中・高校生の個人の作品については、学校園を通してご応募ください。ただし、高校生は直接応募していただいても構いません。

(3) 募集作品(未発表の作品に限ります。)

部門	応募にあたって注意すること等
作文	原稿用紙に記入(1,200字以内)
詩	内容は、「感想文」・「主張」・「体験記」・「意見」など
標語	ハガキまたは、ハガキ大の用紙でご応募ください。(ハガキ1枚で複数応募可能)
ポスター	画用紙(4つ切)。作品には、 人権の尊重された明るい社会にふさわしい文字 を必ず添えてください。
その他	パネル1枚(横120cm×縦180cm)以内でパネルに掲示可能な作品 人権尊重をアピールするにふさわしい作品 (集団作品など上記四部門以外)

「住所・氏名・タイトル・年令・電話番号」を明記してください。

審査・発表

- * 作品審査は令和4年12月下旬の予定。審査結果は公表し、入賞者には直接通知します。
- * 特別賞・特選受賞者には賞状と記念品を、佳作受賞者には賞状を贈呈します。
- * 特別賞受賞者には、「ほのぼの賞」・「すこやか賞」・「ふれあい賞」・「ときめき賞」・「さわやか賞」の各賞を授与し、表彰式で賞します。
- * 入賞作品は、冊子「わたしと人権」や大津市のホームページ等で公表するとともに、様々な団体や機関の人権啓発活動の資料として活用します。公表する際には、作品、学校園名、学年、氏名(一般の方はお住まいの地域)が公表されますので、ご了承の上で応募してください。尚、作品の著作権は大津市及び人権を守る大津市民の会に属しますのでご了承ください。
- * 応募作品につきましては、原則返却いたしません。

送り先・問い合わせ先

☎520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市教育委員会事務局 生涯学習課内
「人権を守る大津市民の会」事務局
☎(直通) 528-2635

◆ おわび ◆

令和4年9月1日号(No.116)4頁「第54回 人権を考える大津市民のつどい」について、の中で「秋の集会」につきましては、「広報おおつ9月1日号」にて概要をお知らせさせていただき予定と記載しておりましたが、「広報おおつ10月15日号」でのお知らせに変更となっています。おわびして訂正いたします。